

(様式第6号)

専決区分		なし		起 案 用 紙			保存期間	10年
町長	副町長	教育長	起 案 者	所 属 都市基盤部		分 類	— — —	
				都市整備課 都市計画班		起 案	令和2年11月11日	
						決 裁	令和3年1月12日	
						施 行	令和3年1月12日	
	部長	課長	課長補佐	班・室長	課 僚	文書番号		
						都 第 45 号		
						機密性3		
合 議						公 印		
						要		
指示・意見						発送種別		
						直渡（手渡）		
						調整会議（部長等記入）		
						要・ <u>不要</u>		
先方の文書				情報公開の取扱い				
月 日付け 第 号				開示 (非開示等の理由) 条例第 条第 号該当				
あて先	株式会社			発信者名	 町長			
標 題	土地利用事業の承認について							
	【承認申請】No.529 廃棄物処理施設の建設							
このことについて 別紙 のとおり 承認 してよろしいか。								
受 付：令和2年7月2日								
幹事会：令和2年7月14日								
委員会：①令和2年7月28日（※中止）7月21日副町長、経済産業部長、都市基盤部長、フロンティア推進課長、都市整備課長打合せによる。								
②令和2年9月18日（※保留決定）								
③令和2年10月22日								

小 山 町

(案)

小 都 都 第 4 5 号
令和 年 月 日

様

小山町長 池 谷 晴 一

土地利用事業の承認について

小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき令和2年7月2日付けで承認申請のありました下記事業計画については、下記5及び別紙事項（指示事項・許認可事項）を遵守して実施することを条件に承認します。

記

- 1 事業の名称 廃棄物処理施設の建設
- 2 施行場所 小山町棚頭字駿川端360番4の一部、365番1の一部、368番1の一部
- 3 面 積 998.22㎡
- 4 事業の内容 廃棄物処理施設の建設

5 条

- ・申請者： 会社が所有し、使用する土地、物件は、町の重要施策である「ふじのくにのフロンティアを拓く取組足柄地区」の開発事業として推進する宿泊施設整備に伴い移転することとなったため、別紙事項の外、次の条件を付して承認します。
ただし、本条件が不履行のときは、本承認を取消しします。

- (1) 令和5年5月末日までに、圧縮梱包機、破碎機、コンテナ、作業場を覆う永久建築物（別添イメージ図のとおり）を建築し、その建築物内で廃棄物処理（中間処理）の作業を行うことを条件とします。

産業廃棄物処理施設等の設置に関する基準

産業廃棄物処理施設等の設置は、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として認めない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号イに規定されている廃棄物（遮断型処理の産業廃棄物）を処理するとき。
- (2) 前号以外の廃棄物であって、小山町の事業所を含まず、他市町村の事業所で発生した廃棄物に限り処理するとき。
- (3) 隣地権利者の同意を得られないとき。
- (4) 小山町と公害防止協定を締結しないとき。
- (5) 次の区域に該当するとき。
 - ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化区域
 - イ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農用地区域
 - ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく特別保護地区特別地区並びに普通地区
 - エ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域
 - オ 自然環境保全法及び静岡県自然環境保全条例（昭和 48 年静岡県条例第 9 号）に基づく特別地区及び普通地区
 - カ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）に基づく特別保護地区
 - キ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び静岡県文化財保護条例（昭和 36 年静岡県条例第 23 号）に基づく文化財等の指定地域
 - ク 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林及び保安施設地区
 - ケ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止地区
 - コ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域
 - サ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく災害危険区域
 - シ 水源かん養及び水質保全に著しく影響を及ぼすおそれがある区域
 - ス その他生活環境に著しく影響を及ぼすおそれがある区域